

令和6年度都立特別支援学校に配置する 東京都公立学校スクールカウンセラー選考実施要項

令和6年12月18日
東京都教育委員会

東京都教育委員会は、都立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラーとして、児童・生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる者を以下のとおり募集します。

1 職名

東京都公立学校スクールカウンセラー（東京都公立学校会計年度任用職員）

2 身分等

スクールカウンセラーは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員としての身分を有します。

3 職務内容

スクールカウンセラーは、配置校の校長、教育委員会の指揮監督の下に、学校内において、校長の経営方針や教育相談の方針に即して、以下に掲げる職務を行います。

- (1) 児童・生徒へのカウンセリング
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 児童・生徒集団、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助
- (4) 児童・生徒の困難、ストレスへの対処方法、心の教育に資する全ての児童・生徒を対象とした心理教育プログラムの実施
- (5) いじめや暴力行為などの問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (6) 教職員に対するコンサルテーション
- (7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施
- (8) 児童・生徒のカウンセリング等に関し、配置校等の校長等及び配置校等を所管する教育委員会が必要と認める事項

4 応募資格

東京都公立学校スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、(1)から(4)までの要件のいずれか及び(5)から(7)の要件のいずれかを満たす者で、※アからオまでのいずれにも該当しない者とします。

- (1) 公認心理師
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、令和6年4月1日現在で臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者
- (3) 精神科医
- (4) 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

- (5) 視覚障害のある児童・生徒の障害の状態等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者
 - (6) 聴覚障害のある児童・生徒の障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用し、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者
 - (7) 知的障害のある児童・生徒の知的機能の発達の遅れや適応行動の困難性等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者
- ※ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 任用予定者数

20名（再度任用を含む）

6 選考

(1) 申込区分

- ア 公募による任用
令和5年度に、東京都立特別支援学校にスクールカウンセラーとして任用されていない者
- イ 公募によらない再度任用
令和5年度に、東京都立特別支援学校にスクールカウンセラーとして任用されたことがある者

(2) 申込書等の提出

本要項に定める選考を受験しようとする者は、次の書類を定められた期日及び方法により提出してください。

- ア 東京都公立学校会計年度任用職員申込書
 - (ア) 公募による任用
【第1号様式】東京都公立学校会計年度任用職員申込書
 - (イ) 公募によらない再度任用
【第2号様式】東京都公立学校会計年度任用職員申込書（再度任用）
- イ 資格を証する書類
 - (ア) 上記4（1）に該当する者は、公認心理師登録証の写し（※1）
 - (イ) 上記4（2）に該当する者は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格登録証明書の写し（※2）
 - (ウ) 上記4（3）に該当する者は、医師免許証の写し（※3）
 - (エ) 上記4（4）に該当する者は、勤務校（※4）の在職証明書（証明書発行日が令和5年4月1日以降のもの）
- ウ 返信用封筒 2枚（※5）
 - （※1）「写し」の大きさは原寸大とする。

- (※2) 「写し」の大きさは原寸大とし、A4判の紙にコピーすること。
- (※3) 「写し」の大きさはA4判とする。
- (※4) 既に大学等を離職している者は、最終在職大学等を「勤務校」とする。
- (※5) 「返信用封筒」は長3サイズ(A4判が三つ折で入る大きさ)を使用し、表面に志願者の住所・氏名を記入して、84円分の切手を貼付すること。転居を予定している場合、受験票、合否結果等を確実に受け取ることのできる住所を記入すること。「返信用封筒」が同封されていない場合や84円切手が貼付されていない場合には、受験票等を返送できないので、留意すること。

(3) 申込書等の提出期日

公募による任用、公募によらない再度任用、いずれの区分においても、申込書等の提出は以下の期間、**郵送でのみ受付**を行います。**直接持参での申込書等の提出は受け付けません。**

令和5年12月20日(水曜日)から同月27日(水曜日)まで(当日消印有効)

(4) 受験票の送付

公募による任用、公募によらない再度任用、いずれの申込区分においても、受験票を令和6年1月下旬に返信用封筒で送付します。

おおむね令和6年1月29日頃になっても到着が確認できない場合には、以下の申込書送付先に御連絡ください。

(5) 選考内容等

ア 選考内容

書類審査及び面接により選考を行います。

ただし、本要項6(1)イに該当する者(東京都立特別支援学校にスクールカウンセラーとして条件付採用期間に該当する者は除く。)は、面接による選考に代えて、勤務評価等により選考を行います。

イ 面接選考日

令和6年2月6日(火)又は令和6年2月7日(水)

受験票で指定されている時間(※6)

(※6) 受験票で指定した時間は変更できません。選考日当日、指定された時間に不在の場合は、「欠席」として合否判定の対象外とします。

ウ 面接選考会場

受験票に記載されている会場にて実施します。

(6) 選考結果

選考結果は、令和6年3月上旬(予定)に返信用封筒で本人宛て送付します。東京都教育委員会のホームページや都庁本庁舎での発表はありません。また、電話での合否照会には応じられません。

(7) 任用予定者の任用予定者名簿への登載

東京都教育委員会が、選考基準に達したと判断した者を合格者とし、都立特別支援学校に配置する東京都公立学校スクールカウンセラー任用予定者として名簿に登載します。

名簿の登載期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

(8) 配置校の決定

東京都教育委員会が、任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置する学校（以下「配置校」という。）を決定します。

(9) 任用予定者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には、東京都教育委員会が任用予定者名簿から削除します（配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。）。

- ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合
- イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ウ 心身の故障その他により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとして勤務することが困難と認めた場合
- エ 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとしての適性を欠くと認めた場合
- オ 名簿登載者本人から、書面により名簿登載辞退の申出があった場合
- カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

(10) 補充任用候補者の補充任用候補者名簿への登載

不合格者のうち、成績上位者は、補充任用候補者として名簿に登載します。

この場合、年度内に欠員が生じ、補充の必要のある場合にのみ当該名簿から任用するものであり、任用が保証されているものではありません。

また、任用された場合の期間は、任用された年度末日までとなります。

(11) 補充任用候補者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には補充任用候補者名簿から削除します（配置校が決定されている場合は、決定も取り消します）。

- ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合
- イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ウ 心身の故障その他により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとして勤務することが困難と認めた場合
- エ 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとしての適性を欠くと認めた場合
- オ 名簿登載者本人から、書面により名簿登載辞退の申出があった場合
- カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

7 勤務条件

(1) 配置校

都立視覚障害特別支援学校、都立聴覚障害特別支援学校又は都立知的障害特別支援学校の高等部設置校に配置します。

(2) 勤務時間

1校当たり年間38回、1回当たり7時間45分とします。

(3) 報酬等

ア 報酬

令和5年度実績では、1回の勤務につき日額44,100円です。経験者加算などはありません。また、一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。

イ 通勤費

上記の報酬とは別に、規定に基づき通勤費を支給します（上限 2,600 円／日）。

(4) 休暇等

（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、妊娠出産休暇

（無給）育児時間、生理休暇、妊娠症状対応休暇

※一定の要件に該当する場合

※法令等の改正により変更となる場合があります。

(5) 任用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

任期は、1 年以内とし、かつ、2 会計年度にわたらない。ただし、一定の要件を満たす場合、4 回を上限として、公募によらない再度任用が認められることがあります。

なお、期間を定めての任用であり、令和 7 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

(6) その他

勤務する日は、職務の性質上、児童・生徒に対するカウンセリングやアセスメント、教職員に対するコンサルテーションを継続的にきめ細かく行う必要があるため、配置校の予定や都合と照らして、年間を通して偏りがないように設定しますので、あらかじめ、御了承ください。

8 その他

- (1) 任用予定者名簿登載者は、健康診断受診結果を必ず提出してください。
- (2) 申込後に辞退をされた場合、申込書類についての返送をしません。
- (3) 別日選考は行いません。

<申込書送付先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎15階

教育庁指導部特別支援教育指導課

会計年度任用職員選考担当 宛て

電話番号 03-5320-6847（直通）

問合せ受付時間 平日 午前9時から午後5時まで